

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 357 回

コロナは第4波が恐ろしい流行の兆しをみせてきています。愛知県も感染者が増えてきましたので、皆様充分お気を付けてください。

日経新聞に目を通して見ると、企業の休廃業、解散が増加し、また同じ業種でも業績に明暗がある事を述べています。またやはり外食産業・観光業は苦戦続きであることも書かれています。たとえば同じ外食産業でも、どんな要因で差が生じるのか考えてみますと、立地条件（都市部か否か）、昼のサービスか夜のサービスか、お持ち帰りに重点を置いているかどうか等、またどんなサービスを提供しているか等々によってかなりの差ができています。

また最近の大企業の業績を見てみますと、土地等を売却して利益を出す企業が増えてきているように思われます。さてそこでバブル崩壊の時のことを思い出しますと、日本の企業は 3K（研究開発・教育・広告宣伝）への投資を取りやめ、さらに土地等を売却し、借入金を返し生き残ってきました。ここでよく考えてみますと、特に研究開発や教育への投資の縮小化がその後の日本の立ち位置に影響を及ぼし、生産性の低下・開発力の減少・海外企業との競争力の低下を招き、競争力の弱い現日本企業を導いてしまったのではないかと私は考えます。同じ失敗の繰り返しをしないように、今こそ研究開発や教育に力を入れ、諸外国に負けない企業を作り出すことが大変大事な事ではないかと思えます。皆様、「失敗に学ぶ」事が大変重要であることを認識してください。

ところでもしあなたの企業の中に余分な人材・土地建材・時間等があれば、社員の皆様でこれをどう使うか、どんな新規事業を立ち上げるかお互い考えてみましょう。必ずためになる提案が生まれてくるはずです。また知識を吸収し、仲間と話し合えば、これもまた新しい知恵が生まれてくるものと思います。

さてここで一つお願いです。こんな時ですが、会社内で皆さん話し合ひましょう。情報を共有しましょう。必ずいい事・新しい知恵がわいてくるはずです。

前田の《今人生を語る》第 262 回

めざめよ日本人 (184)

自分の事は自分で守り、人頼り・他国頼りはやめよう。
 コロナも同じ。罹患しないように自分で守ろう。
 そのために決断力を身につけよう。先見性と洞察力を磨こう。
 否応なく自分で行動することとなります。

中小法人・個人事業者のための緊急事態宣言の影響を受け売上が大幅に減少した事業者に向けた給付金として3月8日(月)から申請が始まりました。

【申請期間】 2021年3月8日(月)から5月31日(月)

【給付額】 中小法人等 上限 60 万円 個人事業者等 上限 30 万円

2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月※の売上×3カ月が給付額となります。

(※2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月)

【給付対象】 ①と②を満たす事業者は業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること

② 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

営業日数が少ないことによる減少や、地方公共団体から時短要請を受け、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外となります。他給付対象要件をご確認下さい。

【必要書類】

履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)、確定申告書、帳簿書類、通帳、宣誓・同意書、取引先情報一覧等

【保存書類】 申請後に提出を求める場合有り。7年間保存をお願いします。

取引を示す帳簿書類・通帳、宣言地域内で消費者向け事業を行っている証明等

【申請手続き】

申請手続きの流れとしては、まずは申請者が一時支援金ホームページでアカウント登録をして申請IDを発番。必要書類を準備して、一時支援金事務局が定めた登録確認機関での事前確認を行います。前田会計も登録確認機関として認定を受けておりますので、顧問先の皆様には電話で給付対象等を正しく理解されているか等の確認を行います。確認が終わりますと事前確認番号が発行され、申請者のマイページにて申請が可能になります。申請者ご本人様により必要事項を入力していただき申請が完了となります。

※詳しくは中小企業庁の一時支援金ホームページ《<https://ichjishienkin.go.jp/>》でご確認下さい。

給付金の不正受給や誤って受給してしまうことを防ぐために、正しく理解して手続きをされますよう、よろしく申し上げます。